

使用規則

申込時に身分を確認させていただきます。身分書のご呈示をお願い致します。

- ① 仮予約は、1年前よりお受けいたします。予約期間は催事開催日より3カ月前までとさせていただきます。催事開催日より3カ月前までのご予約のお申し込みは本契約での受付となります。仮予約期間を過ぎ本契約に至らぬ場合、確認し予約を取り消します。
所定の申込書に必要事項を記入の上、申込金（基本使用料と確定している付帯設備使用料）を添えて提出して下さい。この時点で契約が成立いたします。なお、仮申込みから決められた期日迄に申込書の提出が無い時は予約を取り消す場合があります。※原則催事開催30日以前迄にお見積もり合計を一括にてお支払い頂きます。
- ② 仮予約申込の際は催事の目的、内容等をお示し下さい。場合によっては、お断りすることがあります。
- ③ 催事終了時の残金の請求額については使用一週間以内にお支払い下さい。

申込、使用制限

次の場合は、申込を受付けない、使用契約を取り消し、又は中止させていただくこともありますのでご了承下さい。（その際の損害責任は使用者でご負担いただきます。）※原則期日までに申込金の入金の確認できない場合

- ① 申込書に記載した使用目的や使用規則に反したとき。
- ② 使用の権利を譲渡、転貸したとき。
- ③ その他、管理上に支障あるいは、不相当と認められるとき。
- ④ 申込者、主催者が未成年者、学生、学生団体である場合。
また学生対象イベントでのアルコール提供、飲酒行為を発見した時。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員若しくはこれらの関係者あるいは、前述の他これらに類する団体若しくは団体に属している者又はこれらの者と取引のある者が当施設を利用すること。
- ⑥ 政治・宗教活動を目的とするとき。

キャンセル料、延期について

1. 使用日の61日前まで：基本使用料の50%
 2. 使用日の60日前から：基本使用料の全額
- ※キャンセルの際、申込書控もお返し願います。

【延期】

1. 延期通達日より二週間以内に延期開催の日程を定めて頂ければ延期とみなしキャンセル料はご請求させて頂いておりません。
2. 延期可能期間は元催事開催日から最長90日未満に定めて頂きます。ただし、年度を跨ぐことは出来ません。

ホール側の免責事項

不測の事故や災害等により、使用者側の責によらずホールが使用不可能になった場合予約金（契約金）は返済いたしません。この際の使用側で発生する損害については補償いたしません。

記載事項を承諾頂き、表面のにチェックをお願い致します。